

2012-2013BADMINTON 競技規則（諸規程集）正誤表（重要な箇所のみ）	
誤	正
P41 大会運営規程 第1条 総則	第1章
P44 下から10行目 その世界のランキングで	その大会のランキングで
P46 下から3行目④参加資格 本会年度登録会員で次のいずれかに該当する者	本会年度登録会員で次の I. II のいずれかに該当し、III の要件を満たす者
P48 日本バドミントン協会推薦者	この部分を削除
P54 上から1行目 本大会事業本部	本会事業本部
P54 第24条(1)の①3行目 選手名	プレーヤー名
P59 解説 「シード数並びにその順位については」以降の文を右のように訂正する。	第28条に従い大会の競技役員長（レフェリー）もしくは、競技審判部長（ディビュティールフェリー）の指示の下、主管団体役員との間で協議し決定する。
P60 【付録1．要項解説】番号の訂正	9→10 10→8 次ページ 14→15 17→18 21→22
P62 上から10行目訂正 本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が認めた者	本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が任命した者
P62 下から13行目訂正 本会1級公認審判員有資格者であって、主管団体役員及び本会が認めた者	本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が任命した者及び主管団体役員が指名した者
P63 上から3行目訂正 本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が認めた者	本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が任命した者
P63 上から8行目訂正 本会1級公認審判員有資格者であって、主催連盟役員または主管団体役員	本会公認A級レフェリーまたは公認B級レフェリー有資格者であって、本会が任命した者及び主催連盟役員・主管団体役員が指名した者
P85 上から3行目 競技規則第16条第7項(1)(2)	競技規則第16条第7項(1)②
最終ページ 発行所 公益財団法人日本バドミントン協会のEメールアドレスの訂正 E-mail:nda@badminton.or.jp	E-mail:nba@badminton.or.jp

※大変ご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。

2012—2013 バドミントン競技規則改訂について

平成24年4月1日発行のバドミントン競技規則で下記の改訂がありましたので、お知らせします。
今年度（平成24年度）から、2012-2013 バドミントン競技規則に則って大会の運営をしてください。

【ポイント欄：改訂：従来の条文改訂、追加：新たに条文追加、削除：従来の条文を削除】

No	ポイント	改訂前(2010-2011)		改訂後(2012-2013)	
1	全体事項	—	財団法人	—	公益財団法人となったための改訂
競技規則					
2	付則	P35	(障害者のバドミントン) P35～P50の16ページにわたり記述あり。	P35	パラ・バドミントン競技規則 P35～P40の6ページとなり大幅に改訂された。 内容は協議規則 P35 参照ください。
大会運営規程					
3	誤記	P51	第1章 総則	P41	第1条 総則 → 第1章 総則
4	追加	P51	4条・・・大会ルールを制定し、細部を決定する。	P41	4条・・・大会ルール・ <u>会場ルール</u> を制定し、細部を決定する。
5	改訂	P54	G. 本体大会申込締切日時の	P43	G. 日本ランキングサーキット大会後発表の・・・
6	追加 * 全日本総合	P54	なし	P44	※上記 I II の A～G に該当する者で、大会運営規程第4章第17条(1)に該当しない者がいる場合は、その世界のランキングで順位を繰り上げることができる。
7	改訂 * 全日本社会人	P55	6-2-④参加資格 ただし、1人2種目以内	P45	6-2-④参加資格 単と複は兼ねられない
8	追加 * 全日本社会人	P55	6-2-④参加資格 D 項なし	P45	6-2-④参加資格 D. (公財) 日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること。尚、平成23年度から平成25年度を猶予期間とし、平成26年度より完全実施する。
9	改訂 * 全日本シニア	P57	6-3-④参加資格 I. 各都道府県の所属協会長よりの推薦者(1人2種目まで出場可。ただし、単と混合複を兼ねて出場不可 II. 前年度大会の各種目ベスト8以上出場可 III. 参加申込状況により各都道府県に上乘せ枠を認める場合もある。	P46 ～47	6-3-④参加資格 I. 前年度本大会各種目ベスト16以上の者 (該当種目に限らず2種目の参加を認める) II. (公財) 日本バドミントン協会決定の各都道府県割り当枠内の推薦者。 III. (公財) 日本バドミントン協会公認審判員の有資格者であること。尚、平成23年度から平成25年度を猶予期間とし、平成26年度より完全実施する。
10	削除、追加	P60	第2章 大会 22. 全国スポーツ・レクリエーション祭バドミントン競技 削除	P49	第2章 大会 22. 全国高等学校定時制通信制体育大会バドミントンの部 追加
11	改訂	P60	第7条	P50	第7条 上記No10の第1種大会の削除、追加に伴う条文の改訂詳細は第7条参照ください。
12	追加	P61	第9条 (国際大会は11大会)	P51	第9条 (国際大会に下記追加し、12大会となる) 10. 大阪インターナショナルチャレンジ

No	ポイント	改訂前(2010-2011)		改訂後(2012-2013)	
13	追加 * 競技者及び試合	P64	右記の第 22 条が追加 従来の第 22 条は第 23 条となり、以下順に条文をずらす。	P53	第 22 条を、新たに追加 (試合中、プレーヤーが真剣なプレーをしていないことを主審が判断した場合の処置について規程している。) 具体的条文は P53 参照
14	改訂 * 大会の組合	P66	第 27 条・・・競技役員長(レフェリー)の指示により、競技審判部長・・・	P56	第 28 条・・・競技役員長(レフェリー)のもしくは、競技審判部長(デビュティールフェリー)の指示の下・・・
15	追加 * 付録 1 [要領]	P69	1. ～21. の 21 項目	P59	13. 組合せ を追加し、21 項目から 22 項目に増
16	追加	P71	17. ①・・・当該大会優勝杯を授与する。	P61	17. ①・・・当該大会優勝杯及び本会の優勝メダルを授与する。
17	改訂	P74	Ⅲ. (2)第 2 章の大会については、本会理事会の議を経て定める。	P63	Ⅲ. (2) 第 2 章の大会については、レフェリー、デビュティールフェリーは、BWF または BAC により指名される。他の役員については本会事業本部の議を経て定める。
18	追加 * スコアシート の記入方法	P76	なし	P66	7 その他 に追加 マッチ(試合)中、主審が線審に対してオーバールールを適用した場合は、そのスコアの上か下の空欄に [○] を記入する。
公認審判員規程					
19	追加 * 審判員	P80	第 1 条第 3 項 ・・・競技審判副部長、主審及びサービスジャッジは、本会 2 級以上の公認審判員の有資格者でなければならない。	P70	第 1 条第 3 項 ・・・競技審判副部長、主審及びサービスジャッジは本会 2 級以上の公認審判員の有資格者でなければならない。(本会第 1 種大会のみ) (1 種大会の予選=地方大会は 3 級でも主審可)
20	追加 * コーチの服装	P92	(6)②コーチはマッチ(試合)にふさわしい服装で臨む事	P81	(6)②コーチはマッチ(試合)にふさわしい服装で臨む事 シャツ・ポロシャツ・ブラウス、ズボンまたはスカートとし、ジーンズやビーチスタイル、パミュダー、シューズ、スリッパとサンダルは禁止とする。尚その適否判断は大会レフェリーに委ねる。
21	改訂 * 不品行な振舞い	P95	第 7 項 (2) ゲームとゲームの間の「不品行な振舞い」	P84	第 7 項 (2) ゲームとゲームの間の「不品行な振舞い」・・・ BWF の原文に忠実に訳した。 詳細は P84 参照ください。
22	修正	P99	ダブルスの線審の配置図	P89	ダブルス 線審の×の位置修正
公認審判員資格登録規程					
23	追加 * 準 3 級特典	P104	第 11 条 右記追加	P94	(準 3 級一括申請) 第 11 条・・・尚、準 3 級については各都道府県協会、全国 7 連盟を通して一括申請(様式 S 1 号—1) すること。
24	追加 * 準 3 級特典	P105	第 15 条 右記追加	P95	第 15 条 3 行目 ・・・尚、希望次第で、満 18 歳になる年度内に各都道府県協会が一括申請の手続き(様式 S 1 号—2) を完了すれば、改めて検定試験免除だけでなく、資格登録料(3 年間で 5,250 円) も免除されるという特典がある(資格認定申請料 2,100 円は必要)

No	ポイント	改訂前(2010-2011)		改訂後(2012-2013)	
公認審判員資格審査認定委員規程					
25	改正 * 認定委員 年齢制限撤 廃	P108	第 9 条 ・ ・ ただし、満 70 歳をむかえ た年度を以って資格終了とす る。	P98	第 9 条 左記の認定委員の 年齢制限の条文を削除
26	追加	P103	第 3 条 右記追加	P103	第 3 条に⑨ BWF 公認国際線審を追加
国際審判員資格養成規程					
27	改訂 追加	P114	第 5 条 第 3 条⑥の資格取得した者 は・ ・	P104	第 5 条 第 3 条⑤～⑧を取得した者は・ ・ 追加 第 3 条⑨の資格は 4 年 1 期とする。BWF より派遣要 請があればその大会での線審業務を行う。(BWF より宿 泊代支給あり)
28	改正	P114	第 7 条 ・ ・ 受験申込時点で満 38 歳以下であることを要する。	P104	第 7 条 ・ ・ 受験申込時点で満 35 歳以下であることが望 ましい。
公認レフェリー資格登録規程					
29	改正	P118	第 13 条 ・ ・ A 級は資格登録手続き完了 後、 <u>無制限とし</u> 、有効資格年齢 (年度末)をもって完了する。 B 級は・ ・	P108	第 13 条 ・ ・ A 級は資格登録手続き完了後、 <u>5 年とし</u> 、・ ・ B 級は